



監査結果報告書

宝 監 第 8 号
令和4年(2022年)4月20日

宝塚市長 山崎晴恵様

宝塚市監査委員 徳田逸男
同 小川克弘
同 梶川みさお

令和3年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

社会福祉法人 愛和会
社会福祉法人 千寿福祉会
社会福祉法人 ウエル清光会
特定非営利活動法人 保育ネットワーク・ミルク
晴保育所

地方自治法第199条第7項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり報告します。

社会福祉法人 愛和会
社会福祉法人 千寿福祉会
社会福祉法人 ウエル清光会
特定非営利活動法人 保育ネットワーク・ミルク
晴保育所

第1 監査の種類

財政援助団体監査

第2 監査の対象

主に令和2年度における下記団体に対する市の補助金等に係る出納その他の事務の執行

- 1 社会福祉法人 愛和会（以下「愛和会」という。）
 - ・私立保育所運営費助成金（なかよし保育園） 37,283,859円
 - ・私立児童館運営費補助金（中筋児童館） 16,520,000円
- 2 社会福祉法人 千寿福祉会（以下「千寿福祉会」という。）
 - ・私立保育所助成金（宝塚COCORO保育園） 53,421,719円
 - ・認定こども園等助成金（宝塚ちいさなCOCORO） 768,911円
 - ・放課後児童健全育成事業費補助金（こころんクラブ中山寺） 8,174,800円
 - ・放課後児童健全育成事業費補助金（こころんクラブ山本） 10,853,680円
 - ・放課後児童健全育成事業費補助金（こころんクラブ長尾） 10,404,453円
 - ・放課後児童健全育成事業費補助金（こころんクラブ長尾南） 10,325,954円
- 3 社会福祉法人 ウエル清光会（以下「ウエル清光会」という。）
 - ・私立保育所運営費助成金（仁川ウエル保育園） 33,053,150円
 - ・放課後児童健全育成事業費補助金（ウエルっこクラブ） 6,848,978円
- 4 特定非営利活動法人 保育ネットワーク・ミルク（以下「保育ネットワーク・ミルク」という。）
 - ・放課後児童健全育成事業費補助金（みるくつくキッズクラブ） 10,136,530円
 - ・放課後児童健全育成事業費補助金（みるくつくキッズクラブ逆瀬川） 10,686,069円
 - ・放課後児童健全育成事業費補助金（みるくつくキッズクラブ売布2） 893,679円
- 5 指定保育所助成金（晴保育所） 28,174,400円

第3 監査の期間

事務局監査 令和4年 1月18日から令和4年 3月24日まで

本 監 査 令和4年 3月24日

第4 監査の概要

宝塚市監査基準に基づき、交付した補助金等が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかどうか、並びにそれらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第5 監査の結果

補助金等は、目的に沿い、出納その他の事務についてもおおむね適正に執行されていると認められました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

【意見】

《私立保育所、民間放課後児童クラブ、私立児童館共通》

1 新型コロナウイルス感染症対策関連補助金等について

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響から、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業制度に係る補助金（以下「緊急包括支援事業補助金」という。）の交付を受け、本市においても感染拡大防止対策に係る費用を補助し、継続的に事業を実施できる環境を整備することを目的として、私立保育所に対しては「新型コロナウイルス感染拡大防止対策（緊急包括支援事業）補助金」、民間放課後児童クラブに対しては「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策費用補助金」、私立児童館に対しては「新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金」を交付しています。また、私立保育所については、別途、国の保育対策総合支援事業にかかる補助金を受け、緊急包括支援事業補助金と同様の目的で「私立保育所運営費助成金（新型コロナウイルス関連）」を交付しています。

所管課が事業者に対して補助金等を交付するにあたっての補助対象経費の考え方については、国がまとめたFAQ（頻繁に尋ねられる質問）にある「備品等の購入等の範囲については、施設等が新型コロナウイルスの感染拡大防止のために要した費用で、各自治体において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と考えられるもの」を根拠とし、各事業者において感染拡大防止のために購入した備品等を補助対象としています。

また、補助金等交付に際して事業者から提出を求める根拠書類等の考え方については、同FAQの「かかり増し経費（例えば、職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合など通常より多くかかる経費）を補助する場合において、施設に対してどのような書類を求めるべきか」との質問に対する回答にある「業務負担軽減の観点からできる限り簡素化」との文言を本市においては備品等の購入に係る事務についても拡大し、準用しています。具体的には、所管課から事業者に対する、補助金等の実績報告を求める通知において、「物品購入時の納品書、領収書等の提出は求めません。」とあらかじめ領収書等の提出を求めない取扱としていました。この取扱では、領収書等の証拠書類を確認することなく補助金等を交付していたということになります。

また、私立保育所運営費助成金については、所管課が毎年度対象となる事業者を抽出し実地調査を実施していますが、上記の新型コロナウイルス感染症対策関連補助金等の実績報告に係る確認は行っていませんでした。

これらについて私立保育所の所管課に確認したところ、「領収書等の数字と齟齬がないように実績報告書を作成すること、国の検査等で領収書等の提出を求められた際に説明ができないものは返納になること、証拠書類は必ず保管しておくことを園長会や通知文等で重ねて周知徹底している。また、実地調査については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できる限り短い時間で要点を絞った監査を行う必要があり、通常の私立保育所運営費助成金を対象とした調査にとどめた。」旨の説明を受け、また、民間放課後児童クラブ及び私立児童館それぞれの所管課からは、「業務負担軽減の観点から、報告書類については簡素化しており、実績報告時に提出のあった、対象経費の一覧表のみで確認を行い、領収書の提出は求めていない。」旨の説明を受けました。

しかし、民間放課後児童クラブのウエルっこクラブでは、実際は購入していないアクリルパーテーション6枚を購入したものとして、補助金が交付されていたことが判明しました。このことについて所管課に確認したところ、「年間運営費の実績報告時に全体の経費から該当経費が差し引きされているかどうかの金額部分のみの確認しか行っておらず、現品と領収書等との照らし合わせができていなかったことが原因である。」旨の説明を受けました。結果的にアクリルパーテーションの代わりに補助対象となる他の備品等があったことで、補助金の返還義務が生じることはありませんでしたが、本来であれば不適切な補助金支出として事業者から市へ補助金の返還を求めるだけでなく、市から国へ補助金を返還する義務が生じる場所でした。

このように、補助金交付事務として不適切な事案が生じていたことから、市として補助金等を交付する以上、少なくとも証拠書類の確認を行わない運用は適正ではなかったと考えます。今後は、事業者から領収書等の証拠書類の提出を求めて所管課で確認を行うとともに、実地調査を実施する場合には、コロナ禍で調査の簡素化を余儀なくされた場合においても、調査方法を工夫することで調査本来の目的を達成できるよう努めてください。

第7 各団体の概要

1 愛和会

(1) 目的

愛和会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としています。

(2) 事業内容

ア 第一種社会福祉事業

イ 第二種社会福祉事業

(3) 組織

愛和会は、理事長1人、理事5人、監事2人、評議員7人、職員632人で構成されています。

(令和3年3月31日現在)

2 千寿福祉会

(1) 目的

千寿福祉会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としています。

(2) 事業内容

ア 第一種社会福祉事業

イ 第二種社会福祉事業

ウ 公益を目的とする事業

エ 収益を目的とする事業

(3) 組織

千寿福祉会は、理事長1人、理事5人、監事3人、評議員7人、職員801人で構成されています。

(令和3年3月31日現在)

3 ウエル清光会

(1) 目的

ウエル清光会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供さ

れるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としています。

(2) 事業内容

ア 第一種社会福祉事業

イ 第二種社会福祉事業

(3) 組織

ウエル清光会は、理事長1人、理事5人、監事2人、職員775人で構成されています。

(令和3年3月31日現在)

4 保育ネットワーク・ミルク

(1) 目的

保育ネットワーク・ミルクは、乳幼児から就学前後の子どもの預かり保育、子育てに関する相談や助言、セミナーや交流の場の提供など、子育てに関する様々な支援活動を行うことにより子どもの健全な育成を図るとともに、子どもを持つ親や家族が明るく子育てに関わることができるような地域社会づくりに寄与することを目的としています。

(2) 事業内容

ア 預かり保育（月極保育・一時保育・緊急保育等）

イ 子育てに関する相談・助言

ウ 子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画・運営

エ 子育てに関する情報紙の発行

オ 保育付き講座等への保育士の派遣

カ 保育ボランティア養成講座の実施

キ 放課後児童健全育成事業

ク その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(3) 組織

保育ネットワーク・ミルクは、理事長1人、副理事長1人、理事3人、監事2人、職員61人で構成されています。

(令和3年3月31日現在)

